

教 育 民 生 委 員 会 会 議 録

- 1 日 時 令和4年6月17日（金曜日）
午前9時30分～午前9時54分
- 2 場 所 委員会室
- 3 出席委員 杉 山 武 志 委 員 長 田 原 義 寛 副 委 員 長
 荒 山 光 広 委 員 三 好 睦 子 委 員
 秋 枝 秀 稔 委 員 藤 井 敏 通 委 員
 岡 村 隆 委 員 石 井 和 幸 委 員
- 4 欠席委員 な し
- 5 委員外出席議員
 竹 岡 昌 治 議 長
- 6 出席した事務局職員
 石 田 淳 司 議 会 事 務 局 長 西 山 聖 子 議 会 事 務 局 副 主 幹
 阿 武 泰 貴 議 会 事 務 局 主 査
- 7 説明のため出席した者の職氏名
 波 佐 間 敏 副 市 長 井 上 辰 巳 市 民 福 祉 部 長
 西 田 良 平 建 設 農 林 部 長 沓 野 純 枝 市 民 課 長
 中 村 壽 志 建 設 課 長
- 8 会議の次第は次のとおりである。

午前9時30分開会

○委員長（杉山武志君） ただいまより、教育民生委員会を開会いたします。

さきの本会議におきまして、本委員会に付託されました市長提出議案2件について審査いたしたいと思っておりますので、御協力をお願いいたします。

議長、報告事項等ございましたらお願いいたします。

○議長（竹岡昌治君） ございません。

○委員長（杉山武志君） ありがとうございます。

それでは早速、審査を始めます。

議案第52号美祢市特定公共賃貸住宅管理条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。中村建設課長。

○建設課長（中村壽志君） それでは、議案第52号美祢市特定公共賃貸住宅管理条例の一部改正について御説明いたします。

このたびの改正は、近年の家族の多様化を踏まえ、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則、平成5年建設省令第16号、以下「省令」という——の一部が改正され、親族に相当すると考えられる里子が同居要件を満たすものとされたことを受け、美祢市特定公共賃貸住宅管理条例の同居者の条件に、里子を加えるための所要の改正を行うものであります。

内容につきましては、次のページの美祢市特定公共賃貸住宅管理条例新旧対照表を御覧ください。

まず、定義として、第2条第2号中でございます。

現行の第1条第3号を第1条第4号に改めるものであり、これは省令の改正に伴う省令の条ずれであります。

次に、その下、入居者の資格として、第6条第1号中でございます。

冒頭申し上げましたように、親族に相当すると考えられる里子が同居要件を満たすものとされたことを受け、現行の「親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）」を「省令第1条第1号に規定する同居親族等」に改めるものであり、これは、関連規定の語句の修正を行うものであります。

以後、現行の「同居親族」を「同居親族等」に、また、現行の「親族」を「親族等」に、関連規定の語句の修正を行うものであります。

この条例は、公布の日から施行するものであります。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（杉山武志君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。
三好委員。

○委員（三好睦子君） 今の説明からいけば、婚約者で、結婚しなくても、婚約しておればいいということですが、婚約するより前の段階でも、お付き合いしとったら入れるってということでしょうか。

○委員長（杉山武志君） もう一度、三好委員、分かりやすく説明していただき……。

○委員（三好睦子君） 以前に住宅に入りたいという相談がありまして、でも、この要件を満たしていないから駄目よということでしたけれど。いずれ婚約して、いずれは結婚をするのならいいよってということでしたけど。今のこの話では、婚約より前の段階のお付き合いしてるっていうか、今同棲っていった——シェア——同棲ですかね——っていう場合でもオーケーということなんでしょうか。

○委員長（杉山武志君） 中村建設課長。

○建設課長（中村壽志君） ただいまの三好委員の御質問にお答えいたします。

同棲の場合は——では認められないというところで、きちんと婚約しているというところは、書面にて提出いただいて、そういった方に対しまして対応するということにしております。

以上でございます。

○委員長（杉山武志君） 三好委員。

○建設課長（中村壽志君） 委員長。

○委員長（杉山武志君） ちょっとお待ちください。よろしいですか。中村建設課長。

○建設課長（中村壽志君） ただいまの説明に補足させていただきますが、先ほども説明のほうで申し上げましたが、事実上婚姻関係と同様の事情にあるものと、その他婚姻の予約者というところがございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

○委員長（杉山武志君） 三好委員。

○委員（三好睦子君） 事実上結婚してると言われたような気がしたんですけど——ってというのが、同棲でもオーケーというふうに捉えていいんでしょうか。

それと、婚約をした場合、婚約をしてるよっていう書類か何かがあるんでしょう

か。ただ、婚約してる——したということでもいいんでしょうか。

○委員長（杉山武志君） 中村建設課長。

○建設課長（中村壽志君） 三好委員の御質問にお答えいたします。

先ほど申し上げたような判断をきちんと書面でしていただいて、確認したものに
対して対応するということで御理解いただければと思います。

よろしく願いいたします。

○委員長（杉山武志君） よろしいですか。秋枝委員。

○委員（秋枝秀稔君） お尋ねいたします。

里子が今頃に追加になるというのは、これは、法律はいつ頃改正されたんですか。
法律がすごい遅れてるなどと思ってですね、ちょっとお尋ねです。

○委員長（杉山武志君） 中村建設課長。

○建設課長（中村壽志君） ただいまの秋枝委員の御質問にお答えいたします。

法律については変更はございませんが、省令、規則において、令和4年4月1日
に改正されて、それに伴って、このたびの改正というところでございます。

以上でございます。

○委員長（杉山武志君） 秋枝委員。

○委員（秋枝秀稔君） 分かりました。

今年になって、里子が追加されるなんて、本当、法律がすごい遅れてるなどという
印象を受けたもんで質問をいたしました。

以上です。

○委員長（杉山武志君） そのほか質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

それでは、これより討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

それでは、これより議案第52号を採決いたします。本案について、原案のとおり
決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第52号は原案のと

おり可決されました。

次に、議案第49号令和4年度美祢市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。執行部より説明を求めます。杓野市民課長。

○市民課長（杓野純枝君） それでは、議案第49号令和4年度美祢市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ3,853万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33億1,207万1,000円とするものでございます。

初めに、歳出について御説明をいたします。

補正予算書の10ページを御覧ください。

3款国民健康保険事業費納付金・1項医療費納付金分・1目一般被保険者医療給付費分におきまして3,920万9,000円を追加し、続いて、その下になりますが、2項後期高齢者支援金等分・1目一般被保険者後期高齢者支援金等分におきまして418万3,000円を減額し、続いて、その下、3項介護納付金分・1目介護納付金分におきまして351万円を追加するものでございます。

これら3種類の事業費納付金につきましては、いずれも令和4年4月6日付で山口県から通知されました、令和4年度国民健康保険事業費納付金の徴収金確定額に基づきまして補正を行うものでございます。

これら事業費の事業費納付金の合計額3,853万6,000円の追加に対しまして、8ページの歳入でございますが、国民健康保険基金繰入金におきまして、同額である3,853万6,000円を追加し、財源とするものでございます。

以上で説明を終わります。

○委員長（杉山武志君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。三好委員。

○委員（三好睦子君） お尋ねします。

納付金ですけど、これは国保会計が県単位化になったので納付金というのが発生してるんです——できているんですけど、この事業費納付金について、もう少し詳しくお願い——説明をお願いいたします。

○委員長（杉山武志君） 杓野市民課長。

○市民課長（杓野純枝君） ただいまの三好委員の御質問にお答えいたします。

事業費納付金につきまして、こちらは、先ほど委員のおっしゃったとおり、平成

30年度から、県が県内市町全体の国民健康保険の財政運営の責任を負うようになりまして発生したものでございます。

大きく3つありますが、医療費納付金は、国民健康保険が支払う保険給付費は、県から交付金をいただいておりますが、この交付金の財源として、県に対して納付するものでございます。

2点目としまして、後期高齢者支援金等分については、国民健康保険が医療保険者として、後期高齢者医療制度のほうに財源負担をするために、県に対して納付しているものでございます。

3点目に、介護納付金分につきましては、同じく、国民健康保険が医療保険者として、介護保険制度に対して医療負担をすることになりますので、それに対し——県に対し納付しているものになります。

以上でございます。

○委員長（杉山武志君） 三好委員。

○委員（三好睦子君） 年に一度ということなのですが、修正とか精算は行わないと、私が調べた限りでは行わないということらしいんですが、大きな差が出たときはどうなるんですか。見込み違いから大きな差が出たときどうするか、お尋ねします。

○委員長（杉山武志君） 沓野市民課長。

○市民課長（沓野純枝君） ただいまの三好委員の御質問にお答えします。

事業費納付金につきましては、県で、県内の全体の金額を把握しておるものですので、今、委員がおっしゃったように、県全体の納期、県から連絡をいただくのは年一度ということになっております。精算についても、県のほうでされているというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（杉山武志君） 三好委員。

○委員（三好睦子君） それと、この財源が繰入基金からなんですけれど、これって、繰入基金から出る——勘定科目っていうんですか、科目——目っていうんですかね、行政では、それからもう決まって出るものだから、予算の中に、この納付金っていう予算取りはしてないんですか。全て財源は基金繰入金から出しておられるようなんですけれど。

○委員長（杉山武志君） 沓野市民課長。

○市民課長（沓野純枝君） ただいまの三好委員の御質問にお答えいたします。

当初予算においては、国民健康保険税のほうからの財源としておりますが、今回については、当初予算とは別に、追加で増額となったものですので、今回については基金繰入金を充てるということにしております。

以上でございます。

○委員長（杉山武志君） そのほか質疑はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

それでは、これより討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

それでは、これより議案第49号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本会議で付託されました議案2件につきまして、審査を終了いたしました。

そのほか、委員の皆さんから所管事項につきまして、何かございましたら御発言をお願いいたします。三好委員。

○委員（三好睦子君） 住宅使用料ですけれど、軽減ですけれど、コロナ等で収入が少なくなった世帯があると思うんですけれど、市ではこの軽減措置がしてありますが、この周知徹底はしてあるのでしょうか。皆さん、御存じない方もあるのではないかなと思うんですが、十分、徹底してあるのでしょうか。

○委員長（杉山武志君） 中村建設課長。

○建設課長（中村壽志君） 三好委員の御質問にお答えいたします。

昨年度の3月に使用料、特公賃について減額しております。そのことについて、住んでらっしゃる方はもちろん、4月1日から施行しておりますので周知されていると思います。

事あるごとに周知には努めております。さらなる周知は必要かと思っておりますのでし

てまいりたいとは思いますが。

以上でございます。

○建設課長（中村壽志君） 西田建設農林部長。

○建設農林部長（西田良平君） 若干補足をさせていただきます。

市営住宅、公共——公営住宅法にのっとりしたもの、今回の特公賃の法律等の中で運用してるところがあります。

これは、家賃というものは、一律的に広さであったりとか、そういうところから決まってるものなんですけど、入居者負担金という形で、家賃はこうだけでも、所得に応じて負担金を減額するわけですね。

ということで、入居者の方々からの毎年収入を申告をしていただいて、それに応じて家賃が——家賃というか、正式には入居者負担額というものなんですけども、それによって設定されるというようなシステムの中で動いているということになります。

以上です。

○委員長（杉山武志君） 三好委員。

○委員（三好睦子君） 収入——昨年の収入に応じて家賃が決まると思うんですけど、今年——その年に収入が、失業とか、コロナとかで失業等もあると思うんですけど、そのときの軽減措置だと思うんですけど、それはされてますよね。周知があるかどうかをお尋ねします。

○委員長（杉山武志君） 西田建設農林部長。

○建設農林部長（西田良平君） 議員の御質問がですね、例えば失業されましたその翌月からっていう意味合いでしょうか。原則的には、年間の所得っていうことになりますので、その金額っていうのは、翌年度の中で反映されるっていうことになります。

以上です。

○委員長（杉山武志君） 三好委員。

○委員（三好睦子君） 十分分かりますけれど、例えば、昨年の収入が多くて、働いてって、収入があって、それで使用料——家賃が決まるわけですけど、今年、何らかの、会社が倒産したとか、失業したとかあるかもしれません。収入が少なくなるということが考えられますけれど、そのときに、もう家賃が滞ってしまうのではないかと思うんですけど、そういうときの、この軽減措置はどうなってるのかわ

ていうのをお尋ねしたかったんですけど。

○委員長（杉山武志君） 西田建設農林部長。

○建設農林部長（西田良平君） ただいまの御質問でございますが、収入が倒産等されて、収入がなくなったからすぐ軽減っていう形ではなく、やはり前年度所得というところが基本ベースというふうになります。

しかしながら、そういうふうな、それぞれの御事情の中で、どうしてもちょっと家賃が払いづらくなってきたというようなケースの場合には、若干お約束をさせていただくということで、毎月毎月の家賃をお支払いいただくのは、原則論としては崩しませんが、それぞれの諸事情等に応じてお約束をしていただくっていう形で、例えば、じゃあ今月分は難しいので来月払ってくださいねとかっていう、その辺の運用は、事細かく決まりっていうことでもないところあるんですけど、やっぱり約五百数十件住まわれてる中で、それぞれの事情というのは全ていろいろありますので、御相談にはしっかり乗って、適切な対応という形を原則としては行っているという状況で、まずはしっかりその方のお話を聞かせていただくというところから始まります。

以上です。

○委員長（杉山武志君） よろしいですか。そのほか質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） ほかにないようでしたら、これにて本委員会を閉会いたします。審査、御協力、誠にありがとうございました。お疲れさまでした。

午前9時54分閉会

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

令和4年6月17日

教育民生委員長